

東三河、西三河の廃棄物排出事業者の皆様へ

東三河、西三河の地域に所在し、衣浦港3号地廃棄物最終処分場への廃棄物の搬入に当たって衣浦トンネルの通行を条件とさせていただいている排出事業者の方々の負担軽減を図るため、平成29年度におきましても引き続き**衣浦トンネルの回数券**を交付します。

衣浦トンネル回数券交付の概要

- 1 回数券を交付する範囲は、東三河、西三河の地域に所在し、廃棄物の搬入に当たり衣浦トンネルの通行を条件とさせていただいている排出事業者の方で、搬入車両が実際に衣浦トンネルを通行された回数に応じて回数券を交付するものです。
***ただし、建設発生土の搬入にかかるものは除きます。**
- 2 回数券は、衣浦トンネルの利用実績に応じて翌月に月単位で交付します。毎月の実績を取りまとめて、翌月の16日までに別添様式により交付の申込みをしてください。
- 3 利用状況の把握のため、領収証の写しや利用証明書の写しを、利用日の属する年度の終了から2年間の保存をお願いします。なお、写しの保存は紙媒体に限らず、電子媒体であっても構いません。
- 4 回数券交付後、申込み内容に虚偽の内容等が発覚した場合は、交付した回数券または交付した回数券に相当する金額をアセックに返還するものとします。
- 5 予算の範囲内での交付となりますので、年度途中で運用を終了する場合があります。

【問合せ先】

公益財団法人愛知臨海環境整備センター
総務課
0569-89-7300
<http://www.asec.or.jp/>
(申込様式をご利用いただけます。)

衣浦トンネル回数券交付申込書

平成 年 月 日

公益財団法人愛知臨海環境整備センター理事長様

住所

法人名(個人にあっては氏名)

代表者氏名

印

衣浦港3号地廃棄物最終処分場に廃棄物を搬入した際に、衣浦トンネルを利用したので回数券の交付申し込みをします。

1 利用実績(平成 年 月分)

大型車	回
中型車	回
普通車	回
軽自動車等	回
特大車	回

回数は衣浦トンネルを通行するごとに1回として記入してください。なお、上記区分は衣浦トンネルの料金区分上のものとしてください。

2 添付書類

別添様式衣浦トンネル利用状況集計表

排出事業者名

衣浦トンネル利用状況集計表(平成 年 月分)

日 (曜日)	大型車	中型車	普通車	軽自動車等	特大車	計
1 ()						
2 ()						
3 ()						
4 ()						
5 ()						
6 ()						
7 ()						
8 ()						
9 ()						
10 ()						
11 ()						
12 ()						
13 ()						
14 ()						
15 ()						
16 ()						
17 ()						
18 ()						
19 ()						
20 ()						
21 ()						
22 ()						
23 ()						
24 ()						
25 ()						
26 ()						
27 ()						
28 ()						
29 ()						
30 ()						
31 ()						
合 計						

抜取検査があった場合においても実際の搬入日(衣浦トンネルを使用した日)をご記入ください。